

社員各位

〇〇部 〇〇〇〇

産業医選任のお知らせ

このたび、当社の労働者の健康管理体制の充実を図るため、労働安全衛生法第13条に基づき、下記のとおり産業医を選任いたしましたのでお知らせいたします。今後、月1回程度の頻度で当事業場を訪問し、健康診断結果の確認、職場巡視、産業医面談、衛生委員会への出席等の業務に従事いたします。

◆ 産業医とは

産業医は、労働者の健康管理を専門とする医師であり、事業場において労働者の安全と健康を守る役割を担います。産業医の役割は、病院や診療所で診療を行う主治医とは以下のように異なります。

区分	役割
主治医	不調のある患者に対し、患者の立場に立って検査・診断・治療を行う。
産業医	事業場において、労働者と企業双方から独立した中立的な立場で、健康管理・就業上の措置・職場環境改善に関する指導・助言を行う。

◆ 当社の産業医

氏 名 中村 一（なかむら はじめ） 医師

所 属 サクセス株式会社 産業医事務所（代表産業医／取締役）

専 門 領 域 産業医学、一般内科（自治医科大学医学部卒、日本医師会認定産業医）

訪 問 頻 度 月1回程度（緊急時は社内窓口を通じて随時対応）

◆ 産業医業務の内容

- ・**健康診断結果の確認**:労働者の健康診断結果を確認し、就業上の措置の要否を判定します。
- ・**職場巡視**:職場を巡視し、労働環境上の問題点を把握・改善提案します。
- ・**衛生委員会への出席**:月1回開催される衛生委員会に出席し、専門的助言を行います。
- ・**産業医面談・相談**:健康上の不安、業務との適合性、復職判定等について、労働者・事業者双方からの相談に対応します。
- ・**ストレスチェックの実施者・面接指導医**:労働者数50人以上の事業場では、ストレスチェック制度に関する業務を行います。
- ・**長時間労働者への面接指導**:時間外・休日労働が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者からの申出に基づき、面接指導を実施します（研究開発業務従事者・高度プロフェSSIONAL制度対象者は別基準）。

◆ 産業医面談をご希望の際は

産業医面談は、当社の規定により、原則として勤務時間内に、就業規則上の不利益を伴わない形でご利用いただけます。ご希望の際は、〇〇部〇〇までお申し出ください。

面談に伴う健康情報については、当該産業医に対し、労働安全衛生法第 105 条及び刑法第 134 条に基づく守秘義務が課されています。事業者への報告は、事前にご本人の同意を得たうえで、就業上の措置に必要な範囲に限定して行います。診断名・検査値等の医学的に機微な情報をそのまま事業者へ伝えることはありません。

◆ 健康情報の取扱いについて

産業医が入手した健康情報は、当社の「健康情報等の取扱規程」に従って取り扱い、①取扱う目的と取扱方法をあらかじめご本人にお知らせしたうえで、②就業上の措置の検討に必要な範囲に限定し、③事業者内での共有範囲も必要最小限とする取扱いとしています（労働安全衛生規則第 98 条の 2、労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針）。

なお、健康上の悩みや職場環境に関するご相談は、いつでもお気軽にお申し出ください。相談内容は厳格に守秘いたします。

※ 本面談及び産業医の対応は、臨床の救急対応や診療を目的とするものではありません。直ちに生命・身体に危険が及ぶ事態のときは、まず 119 番への通報や救急機関への受診をご判断ください。

以上